

### (3) 被虐待児童等への支援の充実（続）

- 児童家庭支援センター運営等事業の推進  
在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。
- 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設  
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係重視したケア等）を実施している施設での実践研修の実施の支援）を実施する。（これまで安心こども基金において行ってきたものを当初予算化）

### (4) 要保護児童の自立支援の充実

- 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用  
児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、現在、高校生に対して資格取得等のための講習等を受ける費用を支給している資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。
- 自立援助ホームの設置推進  
児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。
- 児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設  
職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業を実施する。（これまで安心こども基金において行ってきたものを当初予算化）

※ 児童入所施設措置費等国庫負担金、婦人保護費等国庫負担金及び国庫補助金が支弁されている公立施設は、公務員の給与改定に関する取り扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づき地方公務員の給与削減に係る措置が適用されるため、平成25年7月から保護単価（算定基準）が減額となる。  
なお、保護単価等を反映した交付要綱（案）については、今後決定次第お示しする。

# 児童養護施設等の家庭的養護への転換 ＜次世代育成支援対策整備交付金（ハード交付金）＞

平成24年度補正予算（案）4億円

## 1. 概要

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を推進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能として、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を促進。

※ 1.35倍＝社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並み

## 2. 事業概要

○対象施設等： 児童養護施設、乳児院における施設の小規模化・地域分散化のための施設整備

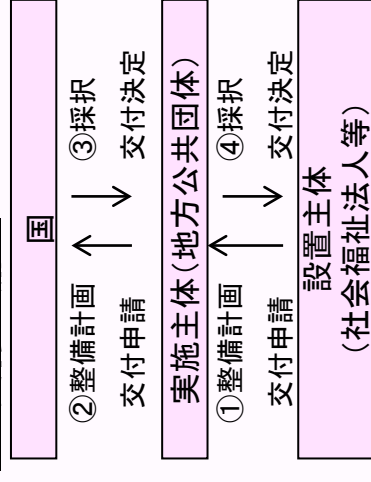
①施設本園の小規模グループ化のための改築

②グループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の創設

○実施主体： 都道府県、指定都市、中核市、市町村

○補助率： 定額（国1／2相当） ※実施主体1／4、設置主体1／4

## 3. 交付の流れ

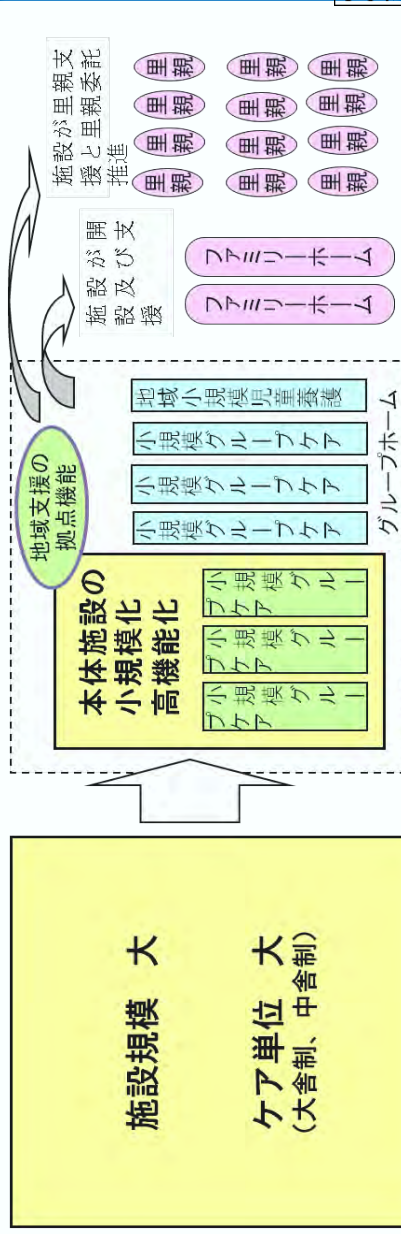


### 小規模グループケアのイメージ

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼 食堂		
児童居室 (個室)	トイレ		
洗濯機	職員 宿直室		
洗面所			
風呂			

- ・児童数6～8名
- ・原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

### 施設の小規模化・地域分散化のイメージ



施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

# 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)より抜粋)

## 家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

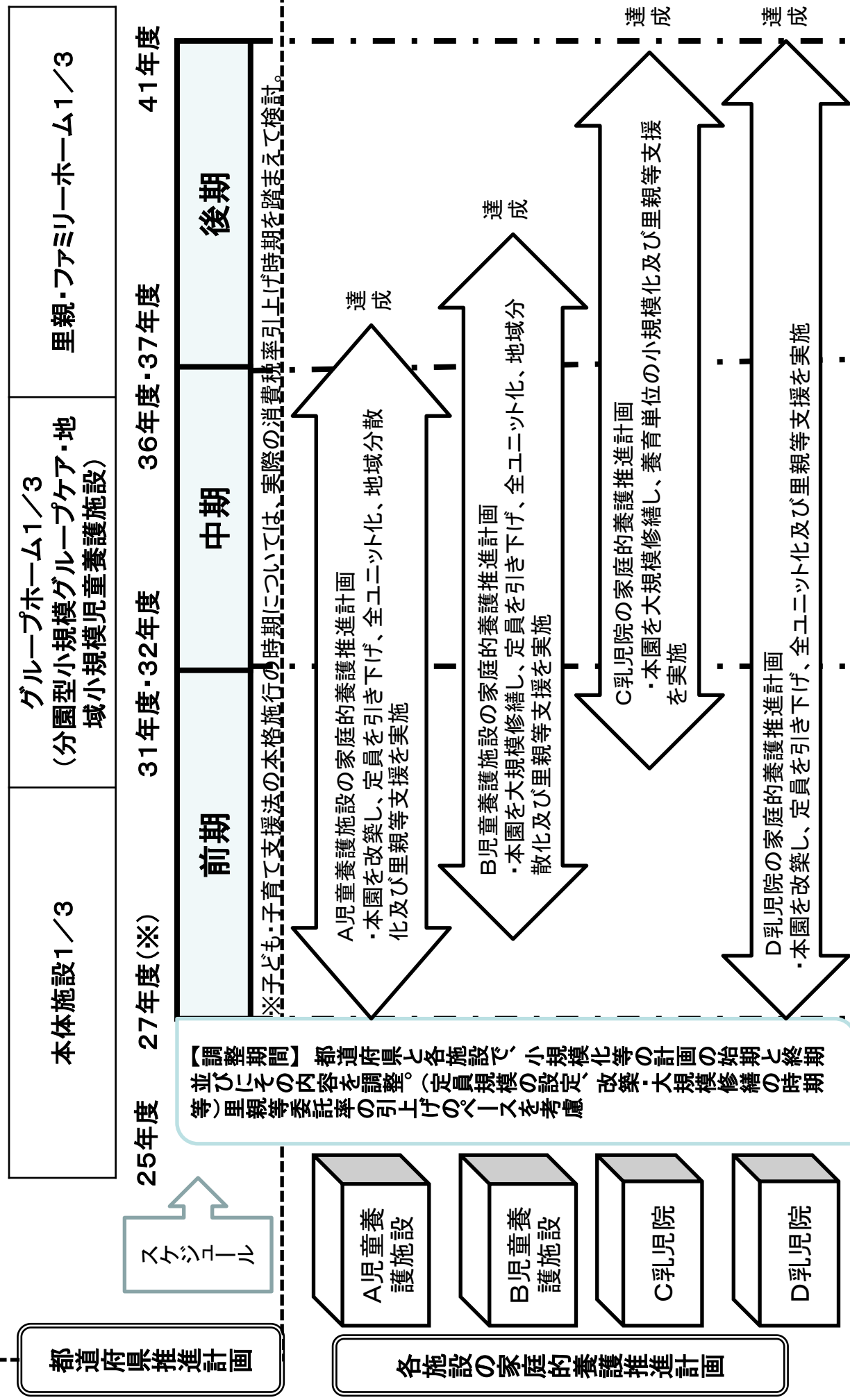
## 都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づき取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

# 「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



# 里親支援の体制整備について

## (1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2)里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもも多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定  
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、その後は里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

### (2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員 (23年度:206児相中117か所)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成24年度新規)
  - 定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。  
このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。  
(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

# 里親支援専門相談員の配置状況（平成24年11月末現在）

- ・ 里親支援専門相談員については、平成24年度は1児童相談所管内に少なくとも1か所（2か所以上の複数配置可）の配置を想定
- ・ 将来は、全ての児童養護施設、乳児院に配置（約700人）

	里親支援専門相談員配置数(か所)		(参考) 児童相談所数	児童相談所数
	乳児院	児童養護施設		
北海道	0	3	3	8
青森県	0	0	0	6
岩手県	0	1	1	3
宮城県	0	0	0	3
秋田県	0	0	0	3
山形県	0	1	1	2
福島県	0	0	0	4
茨城県	0	1	1	3
栃木県	1	2	3	3
群馬県	0	3	3	3
埼玉県	1	2	3	6
千葉県	0	4	4	6
東京都	6	14	20	11
神奈川県	1	3	4	5
新潟県	0	0	0	5
富山県	0	0	0	2
石川県	0	0	0	2
福井県	0	1	1	2
山梨県	1	1	2	2
長野県	0	0	0	5
岐阜県	0	0	0	5
静岡県	0	2	2	5
愛知県	1	0	1	10
三重県	0	0	0	5
滋賀県	1	1	2	2
京都府	0	0	0	3
大阪府	3	9	12	6
兵庫県	0	4	4	5
奈良県	0	0	0	2
和歌山県	0	0	0	2
鳥取県	2	1	3	3
島根県	0	0	0	4
岡山県	0	0	0	3
広島県	0	1	1	3
山口県	1	5	6	5
徳島県	0	1	1	3
香川県	0	0	0	2
愛媛県	0	0	0	3
高知県	1	0	1	2
福岡県	3	4	7	6
佐賀県	0	1	1	1
長崎県	1	2	3	2
熊本県	0	2	2	2
大分県	1	4	5	2
宮崎県	0	1	1	3
鹿児島県	0	0	0	3
沖縄県	0	2	2	2
札幌市	1	2	3	1
仙台市	0	0	0	1
さいたま市	0	0	0	1
千葉市	0	0	0	1
横浜市	0	0	0	4
川崎市	0	1	1	3
相模原市	0	0	0	1
新潟市	0	0	0	1
静岡市	0	0	0	1
浜松市	0	0	0	1
名古屋市	0	0	0	2
京都市	0	0	0	2
大阪市	2	2	4	1
堺市	0	2	2	1
神戸市	0	0	0	1
岡山市	0	0	0	1
広島市	1	1	2	1
北九州市	0	1	1	1
福岡市	0	0	0	1
熊本市	1	1	2	1
横須賀市	0	0	0	1
金沢市	0	0	0	1
合計	29	86	115	207

※1 里親支援専門相談員配置数については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(H24. 11)

※2 児童相談所数については、雇用均等・児童家庭局総務課調べ(H24. 4)



# 里親等委託率の最近7年間の増加幅の大きい自治体

○最近7年間で、福岡市が6.9%から27.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。  
 ○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→23比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成23年度末
1	福岡市	21.0%増加	6.9%	27.9%
2	大分県	16.4%増加	7.4%	23.8%
3	福岡県	11.7%増加	4.0%	15.7%
4	山梨県	11.7%増加	17.8%	29.4%
5	静岡県	11.6%増加	10.6%	22.2% (静岡市・浜松市分を含む)
6	香川県	10.2%増加	6.5%	16.8%
7	佐賀県	9.6%増加	1.2%	10.8%
8	栃木県	9.6%増加	7.9%	17.5%
9	滋賀県	9.6%増加	20.3%	29.9%
10	島根県	9.2%増加	12.8%	22.1%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：26.3%増（8.0%→34.3%）、岩手県15.8%増（10.4%→26.2%）、仙台市：12.8%増（11.6%→24.4%））が、東日本大震災の影響により親族により親族が増えたことによるものであるため、除いている。



新生児等の新規措置の措置先(都道府県市別)(平成23年度)

(家庭福祉課調べ)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置			乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未 満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上2 歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上2 歳未満	0歳児 (1か月未 満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未 満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	3	6	1	12	15	16	2	1	0	0	0	0
青森県	2	3	3	0	0	1	3	7	7	0	1	0
岩手県	0	3	3	0	0	2	5	11	2	0	0	0
宮城県	1	1	3	0	2	0	2	10	2	0	0	0
秋田県	1	0	0	0	0	0	4	14	11	1	0	0
山形県	11	3	5	0	0	0	0	0	0	1	1	2
福島県	7	6	1	1	2	2	2	9	0	0	0	0
茨城県	4	13	11	0	1	0	0	0	0	0	1	0
栃木県	12	11	5	0	0	2	4	11	4	8	4	7
群馬県	7	14	9	0	1	2	8	7	1	0	0	1
埼玉県	29	58	50	0	1	3	8	13	4	0	0	1
千葉県	10	26	10	1	4	16	2	6	13	0	7	11
東京都	56	181	140	0	1	17	6	12	1	7	8	7
神奈川県	9	19	10	0	1	3	4	6	7	0	0	1
新潟県	4	6	0	0	2	0	3	12	12	0	0	2
富山県	4	6	0	0	2	0	2	7	3	0	0	0
石川県	1	2	0	0	0	0	5	32	18	0	0	2
福井県	4	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	2	2	3	3	3	3	0	0	2
長野県	8	16	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	4	0	2	1	2	0	9	1	0	6	1
静岡県	3	2	0	1	2	5	2	4	3	1	4	2
愛知県	17	32	12	12	7	5	6	13	14	0	5	1
三重県	6	12	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
滋賀県	1	5	2	0	1	1	0	0	0	1	1	5
京都府	2	8	0	0	0	0	5	8	8	0	0	4
大阪府	22	65	21	1	8	5	1	12	4	0	1	0
兵庫県	9	22	12	0	1	1	3	3	7	0	0	0
奈良県	4	3	7	0	1	0	5	7	2	1	0	1
和歌山県	7	11	3	2	0	0	1	10	6	0	0	0
鳥取県	3	8	4	0	0	1	14	19	7	0	3	3
島根県	3	14	6	0	0	1	2	12	3	0	2	2
岡山県	2	10	4	0	0	1	4	6	4	0	0	1
広島県	7	11	6	1	1	1	1	1	2	0	0	0
山口県	4	10	1	0	0	1	373	861	488	58	104	148
合計												

# 乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別)(平成23年度)(単位:人、%)

(家庭福祉課 調べ)

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置変更児童数	乳児院からの措置変更児童数				その他へ	
		里親へ		児童養護施設へ			
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	9	2	1	50.0%	1	50.0%	0
青森県	8	13	7	63.6%	4	36.4%	2
岩手県	14	10	5	50.0%	5	50.0%	0
宮城県	0	0	0	—	0	—	0
秋田県	5	6	1	20.0%	4	80.0%	1
山形県	8	5	4	80.0%	1	20.0%	0
福島県	7	9	3	37.5%	5	62.5%	1
茨城県	9	27	5	25.0%	15	75.0%	7
栃木県	13	26	6	23.1%	20	76.9%	0
群馬県	22	18	6	40.0%	9	60.0%	3
埼玉県	106	57	16	30.8%	36	69.2%	5
千葉県	23	28	12	48.0%	13	52.0%	3
東京都	260	125	16	15.5%	87	84.5%	22
神奈川県	19	51	12	26.1%	34	73.9%	5
新潟県	4	10	4	40.0%	6	60.0%	0
富山県	8	4	1	33.3%	2	66.7%	1
石川県	8	6	4	66.7%	2	33.3%	0
福井県	6	6	1	20.0%	4	80.0%	1
山梨県	2	4	2	50.0%	2	50.0%	0
長野県	14	19	5	29.4%	12	70.6%	2
岐阜県	9	11	2	22.2%	7	77.8%	2
静岡県	15	17	5	31.3%	11	68.8%	1
愛知県	34	52	12	25.5%	35	74.5%	5
三重県	12	14	7	50.0%	7	50.0%	0
滋賀県	1	3	0	0.0%	2	100.0%	1
京都府	8	4	1	25.0%	3	75.0%	0
大阪府	79	51	6	13.6%	38	86.4%	7
兵庫県	31	33	9	29.0%	22	71.0%	2
奈良県	12	6	1	16.7%	5	83.3%	0
和歌山県	7	14	5	35.7%	9	64.3%	0
鳥取県	10	12	2	20.0%	8	80.0%	2
島根県	39	2	1	50.0%	1	50.0%	0
岡山県	9	15	3	23.1%	10	76.9%	2
広島県	6	8	3	37.5%	5	62.5%	0
山口県	6	17	5	29.4%	12	70.6%	0

	乳児院からの措置変更児童数	乳児院からの措置変更児童数				乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数			
		里親へ		児童養護施設へ			里親へ		児童養護施設へ	
		児童数	割合	児童数	割合		児童数	割合	児童数	割合
徳島県	13	3	1	33.3%	2	66.7%	0			
香川県	12	7	3	50.0%	3	50.0%	1			
愛媛県	5	12	0	0.0%	9	100.0%	3			
高知県	8	4	0	0.0%	4	100.0%	0			
福岡県	14	23	1	5.6%	17	94.4%	5			
佐賀県	2	7	2	33.3%	4	66.7%	1			
長崎県	4	11	3	30.0%	7	70.0%	1			
熊本県	2	6	4	80.0%	1	20.0%	1			
大分県	12	9	3	37.5%	5	62.5%	1			
宮崎県	4	12	2	18.2%	9	81.8%	1			
鹿児島県	16	19	3	15.8%	16	84.2%	0			
沖縄県	8	9	6	66.7%	3	33.3%	0			
札幌市	12	18	14	77.8%	4	22.2%	0			
仙台市	27	17	3	18.8%	13	81.3%	1			
さいたま市	4	4	1	25.0%	3	75.0%	0			
千葉市	8	6	0	0.0%	5	100.0%	1			
横浜市	29	23	5	23.8%	16	76.2%	2			
川崎市	29	11	1	9.1%	10	90.9%	0			
相模原市	0	0	0	—	0	—	0			
新潟市	0	0	0	—	0	—	0			
静岡市	3	7	2	33.3%	4	66.7%	1			
浜松市	2	11	4	36.4%	7	63.6%	0			
名古屋市	26	39	7	19.4%	29	80.6%	3			
京都市	7	16	0	0.0%	14	100.0%	2			
大阪市	66	66	10	17.2%	48	82.8%	8			
堺市	0	0	0	—	0	—	0			
神戸市	16	13	3	25.0%	9	75.0%	1			
岡山市	5	10	0	0.0%	9	100.0%	1			
広島市	10	12	0	0.0%	11	100.0%	1			
北九州市	12	11	0	0.0%	10	100.0%	1			
福岡市	36	25	6	30.0%	14	70.0%	5			
熊本市	11	19	3	17.6%	14	82.4%	2			
横須賀市	4	0	0	—	0	—	0			
金沢市	5	3	3	100.0%	0	0.0%	0			
合計	1,235	1,118	263	26.3%	737	73.7%	118			

# 母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

## 母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

### 子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

### 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◎個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ◎準備講習付き職業訓練の実施等

### 養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進

### 経済的支援

- ◎児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。

# 高等技能訓練促進費等事業の見直しの概要

- 母子家庭の母が資格取得のために修学する場合に生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等事業については、修学する期間の後半2分の1（上限18月）を支給する制度であるが、平成21年度及び平成23年度の補正予算で安心こども基金への積み増しを行い、修学全期間（上限3年）に対する支給を行っている。
- 現在の仕組みは、補正予算（安心こども基金）を活用した暫定的な措置であった。
- このため、平成25年度予算案では、事業を見直し、当初予算のみによる事業として位置づけることとする。
- 見直しに当たっては、一般施策との均衡などを考慮し、平成25年4月から修学を開始する方については、支給期間の上限を3年から2年（※）とする。（※3年課程の場合は、3年目を母子福祉資金貸付金により支援を行う。）

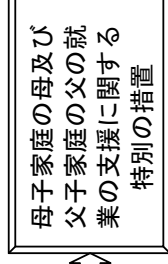
	現 行（24年度入学者）	見 直 し 後（25年度入学者）
支給期間	修学全期間（ <u>上限3年</u> ）	修学全期間（ <u>上限2年</u> ） ※3年課程の場合は、3年目を母子福祉資金貸付金により支援を行う
支給額	高等技能訓練促進費 月額10万円 （住民税課税世帯は月額7万500円） 入学支援修了一時金 5万円 （住民税課税世帯は2万5000円）	同 左
支給対象	母子家庭の母	母子家庭の母、父子家庭の父
財政構造	修学期間の後半2分の1：当初予算 修学期間の前半2分の1：安心こども基金	修学期間（上限2年）：当初予算

# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日  
 公布日 平成24年9月14日  
 施行日 平成25年3月1日

## 1. 目的

- 母子家庭の母が置かれている特別の事情  
 ・子育てと就業との両立が困難であること  
 ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等
- 父子家庭の父が置かれている特別の事情  
 ・子育てと就業との両立が困難であること等



母子家庭の父及び父子家庭の福祉

## 2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

<国>

**母子及び寡婦福祉法の基本方針**

- 基本方針に父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定める
- 母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<都道府県等>

**母子及び寡婦福祉法の自立促進計画**

- 基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<国及び地方公共団体>

**母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たつての留意事項**

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

## 3. 民間事業者に対する協力の要請

<国>

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

↑

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

## 4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

<国及び独立行政法人等>

母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

↓

<地方独立行政法人>

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

## 5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

## 6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

## 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づきひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施する予定。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(3月1日)に改正・適用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。</li> </ul>
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。</li> </ul>
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。</li> <li>○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立センターへ提供すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)</li> </ul>
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)</li> <li>※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)</li> </ul>
財政上の措置(第8条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。</li> </ul>	-